

長与町議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、長与町議会議員（以下「議員」という。）が長与町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67条）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における長与町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、請負状況等報告書（様式第1号）により、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 一の請負ごとに次に定める事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エの総額の合計額

- 2 議員は、前項の規定により報告した事項を訂正するときは、議長に対し、訂正届（様式第2号）により、当該訂正の内容を届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による報告及び前項の規定による届出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧（次項において「一覧表」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 2 議長は、一覧表の公表後に、当該一覧表を訂正するときは、訂正前後の内容が分かるよう必要な措置を講ずるものとする。

(報告書等の保存期間)

第4条 請負状況等報告書及び訂正届の保存期間は、5年とする。

(報告等の閲覧等)

第5条 議長は、請負状況等報告書及び訂正届について、これらの提供の申出があった場合は、その写しを提供することができる。

2 前項の申出は、請負状況等報告書等情報提供依頼申出書（様式第3号）により行わなければならない。

3 郵送により第1項の規定による情報提供を受けようとする者は、当該郵送に要する費用を負担しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

年 月 日

長与町議会議長 様

長与町議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円）（単 価契約である場合は その旨）	昨年度（会計年度） に支払を受けた額 （円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

長与町議会議長 様

長与町議会議員

訂正届

長与町議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

請負状況等報告書等情報提供依頼申出書

年 月 日

長与町議会議長 様

申出者 (氏名)

(住所)

(連絡先)

長与町議会議員の請負の状況の公表に関する規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 情報提供を依頼する文書

区分	対象年度	対象議員
<input type="checkbox"/> 請負状況等報告書		
<input type="checkbox"/> 訂正届		

2 希望する情報提供の方法等

写しの閲覧による情報提供

写しの交付による情報提供（ 手交 / 郵送 ）

※郵送での写しの交付による情報提供を受ける場合は、郵送料実費を御負担いただきます。

3 問合せ先

長与町 議会事務局 議事課

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1

電 話：095-883-1111（代表）／095-801-5700（直通）

F A X：095-887-2144

E-mail：gikai@nagayo.jp